

三木商工会議所「商い情報宅配便」利用規程

1. このサービスは、三木商工会議所会員事業所の販路拡大及び発展に資することを目的とするため、三木商工会議所会員以外の利用は認めない。但し、行政または公的団体はこの限りではない。
2. このサービスは、三木商工会議所会報に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び当該書類等について、または、作成責任を有する企業などに対して信用を供与するものでない。

なお、下記事項を遵守するものとする。

- 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規に違反しないこと。
 - 3) 政治性、宗教性がないこと。
 - 4) 虚偽、または誤認される恐れがないこと。
 - 5) 他の会員、消費者への不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 6) その他、当該サービスの運用上不適当な事項がないこと。
3. 同封物の内容については、事前にサンプルを添えて申込をするものとし、前条に反する、或いはその理由により不相当と認められた場合、本サービスを利用する事は出来ない。
なお、サービス実施予定月において、止む得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べる事がある。
 4. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
 5. このサービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について三木商工会議所は一切の責任を負わない。
 6. チラシ同封料金については、別途に定める料金体系とし、申込時に納入すること。
 7. 「三木商工会議所会報」に同封する書類等は、原則として、B5版、A4版とするが、B4版、A3版の場合は、2つ折にした状態で納品することとする。
 8. 「三木商工会議所会報」に同封するチラシ等は、各自で必要部数（約1,600部）を同封月の10日までに用意し、三木商工会議所が指定する場所に納品をする。もし定める期間までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても封入できない。なお、残部が生じても原則返却はしない。
 9. 同封月のこのサービスの申込受付は、10社（先着順）までとし、利用月が希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同で希望にはそえない。
 10. この利用規程に同意した場合は、同意書に署名捺印し、別添申込書を記入して同封月の前月20日までに担当部署へ申込をすること。

附則：本規程は平成20年3月1日から施行する。